

原発事故避難の患者死亡

東電に賠償命令

東京地裁

福島第一原発の近くにある双葉病院（福島県大熊町）の入院患者2人の遺族が、「原発事故後に長距離、長時間の避難を強いられ、その負担で死亡した」と東京電力に計約6640万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が27日、東京地裁であった。中吉徹郎裁判長は「事故以外の要因も死亡に影響した」とする東電の主張を一部認めたとし、計約3100万円の支払いを東電に命じた。

約4・6名離れた同病院に入院していた安倍正さん（当時98）は、事故で避難指示が出ていた2011年3月14日、自衛隊に救出されたが、県内の避難所で16日に死亡した。辺見芳男さん（同73）も16日に救出されたが、別の病院に運ばれたがその日に死亡した。

判決は、停電で暖房が止まり低体温症を発症したことも死因の一つだったと認定。東電の賠償の割合を2割少なくした。同病院と系列の介護施設

では、原発事故後の避難が遅れ、同年4月までに約50人が死亡した。東京地裁では今回の2人を含め、死亡

したり行方不明になったりした7人の患者の遺族らが提訴したが、判決は初めて。東京電力は「原発事故で避難を余儀なくされた中で亡くなられた方には、心よりご冥福をお祈り申し上げます。判決の内容を確認し、引き続き真摯に対応してまいります」との談話を出した。（千葉雄高）

「志賀 廃炉決断を」

差し止め訴訟原告ら

原子力規制委員会が北陸電力志賀原発1号機（石川県志賀町）の原子炉建屋直下の断層は「活断層と解釈するのが合理的」とした有

識者会合の報告を27日に受理し、再稼働は見通せなくなった。すでに規制委に適合性審査を申請している2号機についても、さらなる

安全対策が求められるのは必至で、審査の長期化が予想される。▼1面参照
「第三者の専門家がそれぞれの見解から議論した結論。最大限尊重するべきだ」。志賀原発の運転差し止め訴訟の原告団長北野進さん（56）は石川県珠洲市議に話した。「廃炉への道をすみやかに決断し、原発のない地域作りに転換すべきだ」
株主有志でつくる「北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会」のメンバー和田広治さん（63）は富山市にも「北陸電は即刻、廃炉を決断するべきだ」と強調する。熊本県などで続く一連の地震では、複数の断層が続けて動いたとされる。志賀原発の東1・4号機には活

断層の「福浦断層」がある。「北陸電は安全を最優先にしてほしい」と言う。
志賀町内のスーパーに買い物に来た自営業の石田豊さん（67）は町で生まれ育った。「九州の地震もあった。この報告があった以上無理に動かすのはありえない。志賀町は大変な負担を負ってしまった」
一方、北陸電力の金井豊社長は27日、富山市の本店で開いた決算会見の席で、有識者会合の報告について「当社の調査結果を十分反映していただいていない。（内容は）以前から大體想定されていたもの。原発の早期再稼働が遠のいたわけではない」とし、今後も活断層ではないことを説明していく考えを示した。